

相楽会館の今後のあり方について 報 告 書



平成19年2月
相楽会館の今後のあり方検討会

1 はじめに

平成17年度においては、相楽郡広域事務組合代表理事難波久士加茂町長に相楽会館の維持運営に係る課題と今後の方策について答申したところであるが、今年度はこれを踏まえて、更に「存続する場合」及び「廃止する場合」における問題について検討した結果、次のように報告書をまとめたところである。

2 委員会の開催経過

委員会は、次のとおり開催した。

| | 開催日・場所 | 検討事項 |
|-----|-------------------|---------------------------|
| 第1回 | 5月23日(火) 相楽会館 | ・昨年度の答申の確認 ・今後の検討会の進め方 |
| 第2回 | 7月14日(金) 相楽会館 | ・用途変更等の手続きの検討 |
| 第3回 | 10月27日(金) 相楽会館 | ・用途変更等の手続きの検討 |
| 第4回 | 2月9日(金) 相楽会館 | ・報告書の取りまとめ |

3 検討の方法

今回の検討にあたっては、基本的には「存続する場合」と「廃止する場合」に分け、それぞれの問題点を検討した。

まず、「存続する場合」として

- (1) 相楽会館の設置目的に沿った利用を続ける中で、維持管理など経費削減が図れる方法の有無について
- (2) 用途変更の方法や内容について

の2点をあげ、それぞれの場合における問題を検討した。

次に、「廃止する場合」として

- (1) (一定期間)閉館する場合
- (2) 売却する場合

について検討した。

4 検討の視点

「存続する場合」の(1) 指定管理者制度の導入の可能性について

この制度は、多様化する住民ニーズや効率的な施設管理を期待して、民間事業者の経営能力を公共施設の維持管理に活用するものである。

検討にあたっては、法的な位置付け、郡民利用率・サービスの向上、維持管理などの経費の削減、民間事業者等参入の可能性についてなどの視点から検討した。

一部事務組合の指定管理者制度の導入については、地方自治法 292 条により「地方公共団体の組合については、市町村に関する規定を準用する。」となっており、法的には適用は可能である。

郡民利用率・サービスの向上については、指定管理者自身が積極的に集客増を図るために自らの新たな企画による利用者のニーズに対応できる部分もあると考えられるが、郡民の福祉と文化の向上を図る目的をもつ公共施設であるため、設置目的に添わない営利事業などの事業の展開が難しいことや、また現状の施設条件のなかでは、利用率やサービスの向上には結びつきにくい。

経費の削減については、現在の直営と指定管理者での運営を比較検討した。

直営では、支出 5,110 千円(人件費 1,856 千円 + 物件費等 3,254 千円)に対し、収入 750 千円(使用料)であり、差引き 4,360 千円である。

指定管理者の場合では、他事例を参考に試算した結果、支出 5,002 千円(人件費 1,568 千円 + 物件費等 3,254 千円 + 事務費 180 千円)に対し、収入見込み 750 千円(使用料)であり、差引き 4,252 千円である。

直営の場合と比較では、指定管理者の場合では、108 千円の削減見込みとなる。

ただし、直営支出人件費における 1,856 千円は、相楽会館関連にかかるすべての人件費合計であり、実際に指定管理者権限に移行すべき業務にかかる人件費は、この額より少額だと推測され、経費削減という点では、上述の削減見込み数値より少なく、その効果は乏しいと考えられる。

民間事業者等参入の可能性については、相楽会館は、郡民利用に供する施設であるため、現在の利用者の利便が確保され、かつ非営利団体の利用等の割合を上げることが必要となるが、駐車場の問題やバリアフリーなどの施設条件等から事業メリットが低いため民間事業者等の参入の可能性は低いと考えられる。

「存続する場合」の(2) 用途変更の内容や方法について
(2) 用途を変更する場合

広域行政の事務所としての活用について

総務省の平成19年度方針では、「全国的に市町村合併は一定進んだが、従来の「ふるさと市町村圏」は引き続き存続し、消防や廃棄物をはじめとする新たな広域行政を確立する必要がある。」との見解が示されており、本圏域内も各種の課題に直面している。特に、廃棄物や消防などを担っている一部事務組合の統廃合問題を積極的に取り組むことが求められている。そのため会館の当初の貸館業務を止めて、広域事務組合の業務を更に拡大し、広域行政の事務所として広く活用していくことが考えられる。

また、現在、京都府警察本部が週一回、木津町中央体育館で行っている運転免許の講習会を全圏域に広げ、広域行政事務の拠点として活用することも検討する課題である。

運営経費の観点からは、使用料の減免となれば、全部免除の場合は、従来の貸館による会館使用料分の収入を失うことになる。一方、5割減免であれば、現在の貸室としての稼働率から推察すると、使用料の設定をどうするかによるが、経常的に収入が見込まれる。

また、国庫補助金、府補助金の返還については、総務省も地方分権化の一環として、従来の行政財産の使用についての緩和を推奨しており、総務省、京都府との協議が必要になるものの、弾力的な運用が期待されるところである。

福祉を目的とした公共的団体への貸事務所としての貸与について

市町村における障害者福祉関係事務の拠点として、また、郡全体で構成されるような福祉を目的とする公共的団体（福祉法人など）への貸事務所としての活用が考えられる。

相楽会館の設置目的は、「住民の福祉の増進と生活の維持向上を図るため社会福祉施設として設置する。」とあり、福祉を目的とする公共的団体への貸事務所であれば、設置目的を変えずに、管理運営が可能となる。

運営経費については、相楽郡聴覚言語障害センターの例によれば、室料は全部免除であり、光熱水費も無償となっている。

また、国庫補助金、府補助金の返還については、総務省、京都府との協議が必要になるものの、設置目的を変えないため、返還の可能性は低いと考えられる。

NPOなど公共的住民団体への貸与としての活用について

地方分権化の推進により、住民参加と協働による行政運営が求められる今日、起業支援、福祉や子ども育成、環境などの地域課題を解決するためNPOなど住民団体の活動拠点として活用することも検討する必要がある。総務省も地方分権化の一環として、従来の行政財産の使用についての緩和を推奨している。

現在、郡内には京都府知事の認可を受けたNPO法人が26団体あり今後更に増えることが予想されているが、どの団体も活動場所（事務所）の確保に苦慮している状況であり、住民主体のふるさとづくりを支援することも検討する必要があるといえる。当然のこととして部屋の使用料や電気代などの光熱水費は利用団体が負担するなどの措置は必要である。

当面、1階部分の広域事務組合事務所を除く部屋を対象にするが、利用効果があり、希望団体が増えていくなれば、2階の大ホールを間仕切り等で分割し更に部屋を増やしていくことも必要である。

運営経費、国庫補助金、府補助金の返還については、広域行政の事務所としての活用と同様である。

施設整備費等について

用途変更する場合においても、駐車場の確保、バリアフリー対策、建物の改修及び耐震対応、公共下水道への接続といった課題があり、また、運営経費の面からも考察を加える。その内容、概算費用については、概ね次のとおりとなる。

駐車場の確保について

新たに駐車場を設けるとなると、用地の確保や予算の問題があり、例えば、周辺で賃貸駐車場を考えた場合、年間250～300万円程度（50台分）の費用が必要になってくる。

バリアフリー対策について

類似施設を参考に整備費用を算出すると、約3,000万円（エレベーター約2,000万円、トイレ、手すり、誘導ブロックなど1,000万円）が必要になってくる。

建物の改修及び耐震対応について

法律では、1,000㎡以上・3階建以上が耐震診断を必要とする対象施設で、当施設は対象外ではあるが、将来的に施設を維持していく場合におい

ては、改修は必要と考えられる。その場合、調査・改修をすると約4～5,000万円が必要になってくる。

公共下水道への接続について

当会館は単独浄化槽を設置しているが、木津町の下水道計画に基づき、下水道が供用開始した場合は、接続する必要がある。

運営経費について

直営での管理を前提条件とした場合、人件費を除く運営経費は、現状では、3,254千円であるが、用途変更（貸事務所）の場合は、現在の貸館より稼働率が上がる、つまり事務所に職員が常駐するため、かかる光熱水費等相当分が上乘せされる。

廃止する場合

次に、廃止する場合の方法として、閉館する場合、売却する場合を検討した。

閉館する場合

行政財産としての使用を止め、会館を閉館する。この場合でも補助金等の返還問題が生じる可能性はあるが、京都府総務部地方課と十分協議していく必要がある。また、広域事務組合や相楽郡聴覚言語センターの事務所の移転先を確保するという課題がある。

売却する場合

売却する場合としては、「建物付きの現状渡し」の場合、「建物を解体して土地のみ売却」の方法がある。

まず、「建物を解体して売却する場合」は、

・建物の解体費用 13,425千円（=15千円/㎡×895㎡）

・国庫補助金等の返還

ア 国の承認が得られない場合 20,000千円（全額返還）

イ 国の承認が得られた場合 減価償却を除く。

・市町村自治振興補助金返還額 4,000千円（減価償却を除く。）

・土地の売却額 41,950千円（=50千円/㎡×839㎡）

したがって、土地の売却額 - （解体費 + 返還金） = 財産処分量となる。

ア 国・府の承認が得られない場合

41,950千円 - （13,425千円 + 20,000千円 + 7,200千円） = 1,325千円

イ 国・府の承認が得られた場合

41,950 千円 - (13,425 千円+7,200 千円+4,000 千円) = 17,325 千円

また、「建物付きの現状渡し」では、建物の価値を計算できないため、金額的な検討は困難で、上記より若干の上積みは考えられる。また、解体費用の必要はなくなるが、売却の可能性は低くなることが予想される。

なお、財産処分を行うにあたっては、国庫補助金及び京都府市町村自治振興補助金の返還の必要があり、京都府総務部地方課からの回答は、次のとおりである。

1 広域市町村圏振興整備事業費補助金について

・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条の規定により、補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合または各省各庁の長が定める期間を経過した場合を除いては、各省各庁の長の承認を受けなければ財産処分を行うことができないと定められている。

・総務省(旧自治省)所管補助金等交付規則では、「鉄筋コンクリート造の建物」の耐用年数は、50年とされている。

・昭和50年8月に完成した当該施設については、耐用年数を経過しておらず、処分制限期間到来前であるため、補助事業者が財産処分を行おうとする場合には、国の承認を受ける必要がある。

・財産処分の内容について、国の承認が得られない場合については、補助金を全額返還する必要が生じる。

・なお、財産処分の内容について、国の承認が得られた場合には、財産処分時の残存価格に応じ算定した額の補助金の返還が必要となる。

2 市町村自治振興補助金について

・補助金等の交付に関する規則第19条において、補助金の全部に相当する金額を府に納付した場合または知事が定める期間を経過した場合を除いては、知事の承認を受けなければ財産処分を行うことができないと定められている。

・この知事が定める期間とは、市町村自治振興補助金交付要綱第12条において、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数とすると定められている。

・減価償却資産の耐用年数等に関する省令では、「冷暖房設備」の処分制限期間(耐用年数)は13年とされている。

・平成10年度の屋根改修工事及び平成15年度の空調機更新工事ともに、耐用年数を経過しておらず、処分制限期間到来前であるため、補助事業者が財産処分を行おうとする場合には、知事の承認を受ける必要がある。

・財産処分の内容について、知事の承認が得られない場合については、補助金を全額返還する必要が生じる。

なお、財産処分の内容について、知事の承認が得られた場合には、基本的には、財産処分時の残存価格に応じ算定した額の補助金の返還が必要となる。(財産処分の内容が、補助金の交付目的に照らして妥当なものであると判断された場合等については、補助金の返還が免除される可能性もあると思われる。)

5 おわりに

指定管理者の導入については、一部事務組合自ら行う事務について、より効率的な執行を行うため指定管理者制度を導入することは法的に可能であるが、本件では、その管理経費についての削減もさほどの効果が見込める状況にはなく、郡民の福祉と文化の向上の目的に沿った利用を図ることや施設条件等から総合的に判断すれば民間事業者等の参入の可能性は低いと考えられる。

用途変更については、現在の貸館から福祉目的とした公共的団体への貸事務所としての活用やNPO法人などの公益的団体などの貸事務所として活用することも考えられるが、施設の維持管理費については従前と同程度必要となることや減免団体への貸事務所では経費の削減には繋がらないと考えられる。また、貸事務所の間仕切りなど施設改修費が発生することとなる。なお、貸館から貸事務所への用途変更に伴う国費等の返還については、実施段階で京都府等と詰める必要がある。

廃止については、閉館をする方法と閉館して土地・建物の売却する方法などを検討したが、どちらの方法についても、現在、会館を利用されている利用者の代替施設確保の見通しや広域事務組合、相楽郡聴言センタなどの現在入居している事務所の移転の整理、また閉館することにより補助金の返還などの問題が発生するため、こうした問題解決が必要となる。

以上、存続の場合、廃止の場合など掘り下げた検討を進めてきたが、現時点で言えることは、現施設のバリアフリー化、駐車場の拡張、耐震補強工事など新たな投資をすることは町村の現状から厳しい状況である。

相楽会館は約32年間にわたり郡民の福祉や文化活動の拠点としての役割を果たしてきた。この間、各町村での施設整備が進んできたことや社会的な状況の変化などにより、郡を単位とした福祉や文化的な施設の設置の意義が薄れてきているのも事実である。

こうした状況下において、相楽会館を存続するか、廃止するかは、今後の相楽地区の広域行政のあり方の議論のなかで総合的な判断が求められるところである。

相楽会館の今後のあり方検討会

委員長 中谷 雅一（精華町総務部総務課長）
副委員長 川西 純弘（木津町総務部次長）
委員 森本 直孝（山城町町民部企画情報課長）
委員 屋敷 佳彦（加茂町企画総務部総務課長）
委員 植田 克巳（笠置町参事）
委員 岡西 純次（和束町行財政課長）
委員 高嶋 繁博（南山城村総務課長）